

令和6年度岩手県立胆沢病院防災設備保守点検業務特記仕様書

1 保守点検業務の実施方法

- (1) 本特記仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書に基づき実施する。
- (2) 本特記仕様書に基づき、契約後速やかに実施工程表を作成し、岩手県の選任する監督員の承認を受けなければならない。
- (3) 実施日時は、原則として岩手県の定める病院業務に支障のない時間帯によること。
- (4) 保守点検業務を実施するに当たり、電気事業法、消防法、建築基準法、労働安全規則及びその他関係法令を遵守し、誠実かつ適正に遂行すること。

2 保守点検業務場所

- (1) 岩手県立胆沢病院（岩手奥州市水沢字龍ヶ馬場61番地）
- (2) 岩手県立胆沢病院附属施設
 - ① 保育所（岩手県奥州市水沢字龍ヶ馬場61番地）
 - ② 医師合同公舎（岩手県奥州市水沢龍ヶ馬場79-1）
 - ③ 職員合同公舎（岩手県奥州市水沢龍ヶ馬場79-1）

3 保守点検業務の種類及び設備数量等

- (1) 保守点検業務の種類は、1-1表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる防災設備等の保守点検業務を同表の右欄に掲げる点検周期に基づき実施する。

1-1表

区 分	保守点検業務の種類	点検周期
防災設備	(1) 自動火災報知機	年2回 ※ 外観及び機能点検 1回 ※ 外観、機能及び総合点検 1回
	(2) ガス漏れ火災報知設備	
	(3) 非常警報装置(放送設備)	
	(4) 誘導灯設備	
	(5) 防火戸・排煙設備	

- (2) 設備数量は、別表による。

4 保守点検業務基準

保守点検業務の基準は、本特記仕様書によるほか、1-1表中欄の区分による保守点検業務の種類ごとに、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書に基づき実施する。

ただし、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書のうち、点検周期が3年及び5年のものを除く。

5 保守点検業務の実施時期

- (1) 外観及び機能点検は、9月又は10月に実施する。
- (2) 外観、機能及び総合点検は、2月又は3月に実施する。

6 保守点検業務報告書

- (1) 業務の結果を点検周期により実施した都度、保守点検業務報告書を作成し、速やかに提出するものとする。
- (2) 保守点検業務報告書の様式は、1-1表中欄の区分による保守点検業務の種類毎に国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務報告書作成の手引きに基づく書式等、並びに完成図書取扱整備項目を準拠するものとする。
- (3) 提出部数

防災設備外観及び機能点検	2部
外観、機能及び総合点検	2部
- (4) その他提出書類
工程表、手順表、業務主任経歴書、作業員名簿、記録写真

7 契約期間内の措置

本契約期間中に、保守点検業務対象設備に故障等の異常が生じた場合は、ただちに技術員を派遣し調査修理を実施する。

また、消防訓練時に行う火災報知器等の操作においても実施する。

8 修理等の措置

保守点検業務及び故障等の異常が生じた場合の調査結果、部品等の交換による修理が必要な場合は、次の材料を除き別に見積りをして受注のうえ施行する。

- (1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書に基づく保守に必要な消耗部品又は材料、油脂等。
- (2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務積算基準に基づく直接物品費に係る資機材。

9 施設設備図面

保守点検業務に必要な施設設備図面は、岩手県が保管している工事完成図の最新版を借り受け、複写のうえ使用する。